

OTC 類似薬
1/4 追加負担の
範囲について②

花粉症・アレルギー性鼻炎 季節性アレルギー性結膜炎は追加負担

◆アレグラ、アレジオン、タリオン、クラリチンが追加負担対象に

厚労省は、OTC 類似薬の 1/4 追加負担について、“アレルギー性鼻炎・季節性アレルギー性結膜炎への抗アレルギー薬の処方追加負担の対象”とする方針です。

アレグラ等の内服薬だけでなく、点鼻薬(モメタゾン等)や点眼薬(アレジオン等)も含まれ、耳鼻科・眼科で日常的に使用する薬剤が幅広く追加負担の対象となります。

治療の選択肢を
狭める、追加負担
は許せない！！



◆年間処方日数が50週超の場合のみ“配慮”

追加負担を求めない「配慮措置」は、「年50週以上の処方が確認された場合」などに限定されました。この高いハードルをクリアしない限り、アレルギー性鼻炎・結膜炎への処方の際は追加負担となります。

アレルギー性鼻炎の治療では、症状の強さや眠気などの副作用、年齢、併存疾患、生活状況に応じて内服薬や点鼻薬を選択・調整しますが、こうした医師の診断を軽視する方向で議論が進んでいます。

◆来年3月施行を撤回させるため、下記の請願署名にご協力をお願いします。

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会【担当:和田】

衆議院議長殿／参議院議長殿

請願事項

ロキソニンやアレグラなど、77成分・約1100品目の薬について、追加負担をやめること

住 所：

医療機関名：

氏 名：

※ゴム印でも
結構です。

ご意見など

医療機関での患者(スタッフ)向け署名に

☐協力する → 署名用紙(5名連記)()枚 ☐A5判リーフレット()